

あもがわ

迎春

けんじんじ
建仁寺

そうりゆうず
双龍図(天井画)

第74号 2024年1月1日 鴨川法律事務所

何が正義か？（その二）



一八八四年夏、陸地から一〇〇〇キロも離れた大西洋の真ん中で嵐のため船が難破し四人のイギリス人船員がライフボートで脱出しました。四日目に海亀を捕らえて飢えを凌ぎましたが、その後は飲まず食わずの毎日でした。一九日経ったある日キャビンボーイの少年が喉の渇きに耐えかねて海水を飲み体調を崩して横になりました。それを見た三人の船員のうち二人が少年を殺してその生血を飲み死体を食べて命をつなぎました。二四日後に彼らは通りがかった船に救助されてイギリスに戻った後、裁判にかけられて二人が生き延びるために行った殺人行為が正当化されるのかどうか問題となりました。そうしなければ二人が生き延びることはできなかつただろうとしても殺人は殺人だからです。

正義の本質が最大多数の最大幸福だとする功利主義の考え方からは、少年を殺して食べた行為は、より小さい犠牲によってより大きな善を得るという意味では正当化される余地があるのかもしれませんが、しかし、ドイツの哲学者カントに従えば、このような功利主義的な考え方は正しくないことになるでしょう。カントは、人の行為の価値は、行為の意図など行為そのものによって決まるのであって、行為の結果が良くても悪くてもそれは関係がないとし、パンを買いに来た幼い少年にパン屋が不当

に高くパンを売り付けようとしたが、これが評判になっては店の利益にならないと思いが直してそれを止めたとしてもパン屋の行為が正しくなるわけではないという例を挙げました。苦境にある人を助けることは良いことですが、義務として理性に従って行ってこそ価値があるのであって、同情心から人を助けることは称賛には値しても倫理的には価値がないということになります。同様な例で、あなたの弟が交通事故で死亡したとします。あなたがそのことを老人ホームにいる年老いた母親に知らせるのが正しいのか黙っている方が正しいのかを迷ったとします。カントは、これは質問の仕方自体が間違っていると云うかもしれません。問題は、このような場合にあなたやあなたの母親がどのように感じるかではなく、人を理性的な存在として尊厳に値する存在として扱うという観点から考えなければならぬとすれば、母親に事実を告げるしか正しい途はないことになってしまいます。

しかし、これは、カント的には正しいとしても、人として本当に正しい途なのかどうか疑問に思う人があるのではないのでしょうか。結局、何をもちて本当に正しいとし何をもちて正しくないとするかの判断には一概には決めつけることができない場合があるということなのです。行為の動機は正しいとしても、行為の結果などの事情などによって、その行動が本当に正しいかと評価しなければならぬことがあ

るからです。

私たちは誰でも、正しくないことや間違ったことをしたいと思っただけで行うこととはないでしょう。遭難した船員の例から分かるように、小さな善を犠牲にすれば大きな善を得られる場合があることは否定できません。何かを犠牲にするということ自体は正しくない行為ですが、大きな善を得るためにはそれが正当化される場合があるのかということです。仮に正当化される場合があるとしても、どのような場合に正当化され、どのような場合には正当化されないのかは、事情によって異なるので一概には言えない難しい問題です。よく挙げられるのは、暴走するトラックを止めて前方の五人の作業員を救うために、橋の上から一人の太った男を線路上に突き落とすことが正当化されるのかどうかという例です。この例と遭難した船員の例は非常に良く似ていますが、全く同じとは言えないかも知れません。同じではないとした場合、どこが違うのか、その違いがその行為の評価にどのように影響するのでしょうか。私たちは、ある行動をするときに、大なり小なりこのような判断を日常的に行っていて、その積み重ねが人間の生き方そのものではないかと思えます。



弁護士
坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

韓国の「社会保障」の実情と熱い運動

韓国訪問の目的

昨年一〇月一二日から一五日まで、韓国のソウルを訪問しました。この訪問は、一四日に開かれた第一二回東亜金融被害者交流会に参加することが本来の目的でした。この交流会は、韓国、台湾そして日本の高金利による多重債務被害者の相互交流と情報交換を図る目的で、毎年三ヶ国の持ち回りで開催されていたものが、コロナ禍で、三年ぶりにリアル開催となったものでした。

その際、私たちは、せっかくなので、「生活保護法」から「国民基礎生活保障法」へと劇的に変わった韓国の公的扶助（生活保護）制度の制定までの経過を直接伺いたいと考えて、事前の一、二日、一三日の二日間、九名のメンバーで三ヶ所を訪問して実情を知ることになりました。

一〇月一二日(木)

「福祉国家ソサイエティ」

大韓航空のフライトで関空から仁川空港に向かい、そのまま電車で約一時間。午後三時からソウル市内の「福祉国家ソサイエティ」を訪問しました。この団体は、金大中、盧武鉉政権の政策立案に関与した人たちによって二〇

〇七年に設立され、政党に関係なく、社会保障の政策を提言するシンクタンクです。社会保障制度を、所得制限によって、一部の人のだけに給付される「選別主義」に立つのではなく、「普遍主義」に基づいたものとすることを目的に活動しています。「普遍主義」は、制度利用者へのステイグマ（恥の烙印）という差別意識をなくせるといふ点、税は取られるものではなく戻ってくるものという意識により税負担への抵抗を減らせるといふ点で大きな利点があり、北欧型の福祉国家の理念となつていきます。しかし、日本でも韓国でも、「普遍主義」を広げること自体が、主として財政の関係から相当困難な取り組みになります。

私は、現実に「普遍主義」を実現するためには、どういう実践が必要ですかとお聞きしましたところ、専務理事のユン・ホチャンさんは、まず「子どもの医療費の無料化と給食費の無償化」を各地の自治体で実施し、その有益性を住民に体感してもらうことによつて、「普遍主義」の輪を広げてきたのだと強調されました。「子どものため」という標語は、一般市民の同意を得やすく、福祉の効果を実感できるのであれば、市民の納税意欲が沸き、社会保障費を

さらに負担してもいいと考えることになるの自信を持った姿勢に、わが意を得た思いました。

一〇月一三日(金)

ムン・ジニョン教授と ソン・ギヨンヨン牧師

西江（ソガン）大学では、午前九時からムン・ジニョン教授とソン・ギヨンヨン牧師にお会いしました。



ムン・ジニョン教授のレクチャー



弁護士

尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

お二人は、「生活保護法」を「国民基礎生活保障法」に変えた運動の中心を担った方たちです。ムン教授は、市民運動が一九九九年の「国民基礎生活保障法」を作ったこと、同法の意義が恩恵から権利への根本的転換にあること、そして、最低生活保障水準を明確にしたことにあると言われ、捕捉率（利用資格のある人のうち、現実に給付が利用される人の割合）をあげるために努力すること、そのために、二〇一四年制定の「社会保障給付の利用・提供及び受給権者の発掘に関する法律（いわゆる「発掘法」）」によって、各自治体職員が給付を受けるべき人を職権で探し出して必要なサービスを提供すべきとされていることを紹介されました。また、給付は、生計、医療、住居、教育、自活給付に分けられています。日本では問題とされている親族の扶養が医療給付以外は問題とされないとのこと。

ここで強調しておきたいのは、担当公務員となるためには、社会福祉士の資格が必要とされ、積極的に制度の説明をし、利用を積極的に働きかける役割を持っているのが担当公務員であり、信頼の気持ちで運動団体にも強いということ。

一〇月二三日（金）

参与連帯

午後二時からの参与連帯でのお話は、共同事務所長のキム・ウジョンさんから伺いました。

参与連帯は、ソウル市内に自前の五階

建てビルを持ち、四五人の専従有償活動家、二五〇人の弁護士、研究者等の専門家を擁し、権力監視を中心に多くのセンターや委員会を置いて活動している団体です。

「国民基礎生活保障法」は、参与連帯をはじめとする貧困問題に取り組み団体、労働団体、宗教団体など六四団体で、法推進連絡会議を作り、広範に連携して各政党に働きかけ制定された法律です。ここでは、法成立に至る運動の経過を詳細に教えていただき、まさに感動的な話でした。今や政府や自治体は制度の周知に努め、行政の福祉担当公務員の援助による申請が各段に増えています。このため、二〇二二年一二月末の制度利用者数は二四五万人、世帯数は一七九万世帯で、利用率は二〇一九年の三七・七%から、二〇二二年の四・八%と増えている、日本の受給率（一・七%程度）より相当高くなっています。

また、保障水準等を決定する中央生活保障委員会に参与連帯関係者が一、二名推薦されているとのことですが、審議内容が公開されておらず、日本と同様に不透明性恣意性が指摘されているとのことでした。

一番の問題点は、行政訴訟の件数が一〇年間一六九件で年間約一七件ととても少ないことにあります。弁護士費用も含めた敗訴者負担制度があり、敗訴すれば、一審あたり最大四四〇万ウォンが必要とされており、訴訟費用（訴訟額？）は一括五〇〇万ウォンと定められおり、訴訟救助制度がなく、リーガルエイド制度はあるものの、余り利用

されていないとのこと。したがって、訴訟へのアクセスは、日本と比べて極めて狭くなっているのです。



説明するキム・ウジョンさん

韓国に学ぶ

このように、韓国の制度も、日本と比較して、まだまだ遅れている点もありますが、何と言っても素晴らしいのは、「制度は自分たちが作る」という熱い思いと自信が当事者や運動団体に満ち満ちていることです。しかも、運動の中心を担う人たちが極めて若いことが、驚きでした。

市民運動の高まりの中で、政権交代を勝ち取った経験が生きているという点なのではないでしょうか、政治や政策に冷やかな日本の状況と比較して、この熱さが一番学ぶべきことだと思います。

福祿寿

うどん巡礼の事務所旅行での土産物

私の執務デスクの横には、木彫りの福祿寿さんが座っています。(右下の写真)松の根の造形の中から掘り出された福祿寿さんの笑顔が何ともいえずに心を和ませてください。

これは、平成一〇年一月に事務所旅行で、讃岐にうどん巡礼に行った際に、金毘羅宮を訪れ、長い石段脇の土産物屋で衝動買いしたものです。

この旅行は、本場の讃岐うどんを楽しむという目的の一泊旅行でしたが、その詳細は当事務所の「かもがわ」第二四号に詳しく紹介しています。

そんなわけで、なんだか見た目がいいなということでも衝動買いして、事務所に置いている像ですが、そもそも福祿寿ってどういうものなのかを知らないのもどうか、ということでもネットで調べてみました。

ルーツと御利益

まず、皆さんご存知のとおり、福祿寿は七福神の一人(そもそも神様を一人と呼んでいいのだろうか?)です。

ルーツは中国だそうです。七福神には同じ長寿の神様として、寿老人がいますが、寿老人も仙人をモデルにした中国発祥の神様であるという点は同じです。このため、福祿寿

と寿老人は同じ人物であるとする考えもあるようですが、見た目も少し違いますし、持っている物が違います。

福祿寿は仙人をモチーフにしていて、長い頭、長い鬚髯、大きな耳たぶが特徴です。左手には宝珠、右手には巻物をくくりつけた杖(つえ)を持っているようですが、私の福祿寿は杖しか持っておらず、左手は長いひげをしています。

中国では、南極老人星の化身として中国の村や街に住んでいたと言われられており、そこから日本に伝わり、七福神として非常に有名な神様になったとのこと。

福祿寿の「福」は幸福を、「禄」は財宝を、「寿」は長寿を表しているとのこと。

この三つの願いは、中国の三大宗教である道教の願いと一致していて、福祿寿のルーツは道教にあると考えられているそうです。

●「福」は幸福を表しているとのことですが、ここでいう幸福とは子孫繁栄を意味していて、安産や子宝に恵まれるといったご利益があるといわれています。

●「禄」は、これは財産や身分を意味しているのですが、金運を意味しており、金運を高めるご利益があるそうです。

●「寿」は、文字通り長寿を意味しています。ただ、寿命が長くなるというだけでなく、健康的な生活を送れるようになるというのでも福祿寿のご利益の一つだそうです。



弁護士

山崎 浩一
Koichi Yamazaki

く、健康的な生活を送れるようになるというのでも福祿寿のご利益の一つだそうです。また、この他にも「招徳人望」、つまりこれは人に慕われる人徳を得ることができるといってご利益があるそうです。人間関係における悩みが尽きない我々にとっては、うれしいご利益です。

現代社会と御利益

今の日本は、少子化、貧困問題、高齢化による医療費負担増、という大きな問題を抱えています。が、「福」は少子化、「禄」は貧困問題、「寿」は高齢化による医療費負担増への御利益をもたらしてくれるのであれば、今の日本にとって有難い神様ではないでしょうか。

京都の七福神

京都には、七福神ゆかりの神社があるそうです。福祿寿は赤山禅院、多比す神は多比す神社、大黒天は松ヶ崎大黒天、毘沙門天は東寺、弁財天は六波羅蜜寺、寿老人は革堂布袋尊は萬福寺だそうです。

「第三者委員会」

★ 企業、官公庁、大学、病院等の組織（以下「企業等」）で社会的信用を失墜させてしまうような不祥事が発生しますと、事実関係、発生の原因、再発防止策等に関わる調査が行われますが、社会的信用の回復のためには内輪の調査では通用しないということで、昨今では組織外部の者（第三者）を入れた委員会により調査を行うという方法が主流になってきたようです。外部の者の関与や報告書の扱い等に決まりはなく、実際にも色々なやり方があります。これについて、日本弁護士連合会は、二〇一〇年に「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」というものを作成しており、ここでは、「企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会」を第三者委員会とした上で、このような第三者委員会は「すべてのステークホルダーのために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とする。」と

うたわれています。ここにステークホルダーというのは、企業等の活動から

影響を受ける全ての人を指しますの
で、非常に広範になります。

★

第三者委員会といった組織は日本独自のものらしく、一九九七年に簿外債務の実態解明のため当時の山一証券に設置された社内調査委員会が初めてとされています。第三者としては弁護士二名が入っただけですが、徹底した事実調査を行い、調査報告書を公表したという点で画期的と評価され、その後の第三者委員会隆盛の萌芽となったものです。法的問題が絡むこと、事実の調査、認定、評価という委員の職務が弁護士の職務内容に適合していたこと、独立性への信頼感といったことから、弁護士を委員に入れる調査委員会が急速に増加しました。しかし、企業等との関係、調査内容の杜撰さ等を指摘される調査報告書もままあり、これらが不祥事の隠れ蓑として利用されている、幕引きの材料にされているとの批判が高まって、ガイドライン作成につながったものです。しかし、第三者委員会としてどのようなものを作って利用するかは依頼主である企業等の意向で決まりますし、ガイドラインに拘束力はありませんので、第三者委員会の報告書への批判は絶えません。インターネット等

を通じて色々な情報が瞬く間に拡散する時代で不祥事の内容、注目度等にもよりますが、企業等としては少なくともガイドラインを遵守するような第三者委員会を設置する方向に向かうことが望ましいと考えられます。

★

現在、ジャーニーズ事務所や宝塚歌劇団を巡ってそれぞれ公表された外部調査の報告書がホットな話題となっています。両方の報告書を読み比べますと、前者は第三者委員会の報告書と思えますが、後者は、取り急ぎ調査業務を弁護士法人に丸投げ的に依頼した内向きのものという印象を受けます。報告書の冒頭からして、後者の作成名義人は「弁護士法人〇〇宝塚歌劇団調査チーム」であり、調査の担当弁護士は、同弁護士法人所属の以下の九名であるとしながら、個人名五名を並べてあとは「ほか四名」という表示で、調査の責任者をはっきりさせない形式をとっています。調査方法の選択の仕方は、依頼する企業等の不祥事に対する姿勢を反映しますので、調査という入口で躓くと後の収拾は大変です。

弁護士



鍛田 則仁
Norihito Kuwata

都市公園の活かし方

★ 今年度から京都市公共事業評価委員会委員をしています。たまたま京都市が委員を公募しているのを見かけたので、応募してみたところ採用されました。もともと不動産・建築関係や行政関係の仕事が多いので専門性を活かしたい……という背景はあるのですが、直接的な契機となったのは、以前は鬱蒼としていた伏見大手筋商店街近くの南部公園が、再整備事業の結果、ボルダリングウオーलなどの現代的な遊具を設置し、常に子供達が遊び回る明るい公園へと大きく変貌するのを目の当たりにしたことです。批判されがちな公共事業ですが、そのパワーはやはり相当なものですから、やるからには南部公園のように意義のある事業にしてほしいものです。

★ さて、この南部公園は、都市公園法における都市公園(街区公園)です。近年、多くの都市公園が設備更新の時期を迎えており、南部公園の再整備もその一例であるといえます。南部公園は良好な再整備ができた事例ではありますが、都市公園一般については、設備更新の費用の捻出が大きな課題となっています。そこで、近年では公園行政に公民連携(PPP)が積極的に採用されるように

なってきました。実は公園行政における公民連携の歴史は比較的長く、これまでは設置管理許可制度や指定管理者制度などが活用されてきました。平成二九年には都市公園法が改正されてPark・PFIという制度が創設されており、京都では、大宮交通公園再整備事業(京都市)やお茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業(宇治市)等がPark・PFIにより実施されています。

★ このように、PPPを推進する制度は多数設けられており、Park・PFIの創設以降はより大規模に商業施設などが設置されるようになりました。しかし、いたずらに都市公園を商業施設化するというのは本末転倒です。都市公園は、レクリエーション施設としての機能のみならず、教育施設であったり、避難場所や防災拠点であったりといった機能も備えています。こうした都市公園が担う重要な機能が、PPPの推進でかえって損なわれてはなりません。

日本総研の板垣晋研究員は、このような観点を踏まえたひとつの解として、「アウトドアテーマパーク」としての活用が、「都市基盤施設としての役割×地域の賑わい×事業性のバランスを確保しやすい事業」であるとの見解を示して

おり、その代表例として挙げられているのが、京都市立山城総合運動公園(太陽が丘)です。

★ 宇治出身者の私としては馴染み深く、今もなお訪れる太陽が丘ですが、たしかに近年は民間事業者によってアスレチックやキャンプ場が導入されたり、京都大作戦(野外音楽フェス)の会場となったりしています。これらの太陽が丘の新しい取り組みは、指定管理者である(公財)京都府公園公社が自主事業としてアウトドア業者等と組んで実施したもので、民間事業者の取り組みが奏功したといえるでしょう。これに足並みを揃えるように、昨年一月には京都府も太陽が丘の象徴の一つだった大型滑り台を更新しています。確かに、太陽が丘はPPPがうまくいっている公園行政の一例のようです。

★ 私が公共事業評価を担当している間に都市公園に関する事業を扱うかどうかは分かりませんが、公園の本来の機能を損なわずにうまく民間の活力を取り入れていってほしいところです。



弁護士

齋藤 亮介
Ryosuke Saito

見えないものとの付き合い方

前号では、現金を直接やり取りせずにお金を支払うキャッシュレス化について、二〇二二年一二月に施行されたいわゆるキャッシュレス法やキャッシュレス決済の課題などについてご紹介しました。

そうしたところ、つい先日、キャッシュレス決済に關し失敗をしてしまいました。

私は、出張先の駅で新幹線に乗る直前、自動販売機で飲み物を購入しようとした。最近の自動販売機は多様な決済方法が用意されており、私は交通系ICカード（ICOCAやPiTaPaなど）を何気なく端末に読み込ませて操作をしました。しかし、内部からブーンという音はするものの飲み物は出てきません。ここでやめておけば良かったのですが、まさか機械が壊れているとは思わず、もしかして決済ができていなかったのではないかと、再度同じ操作を行いました。この時には、しっかりとカード内のお金の残高の表示変化の確認もしましたので、確実に決済されていることが確認できました。それでも自動販売機は先ほどと同様、ブーンという音がするのみで飲み物は出てきません。二回分計二八〇円を使い、決済ができていなかったのではなく、その自動販売機が故障しているという事実が分かりました。しかし、そのようなことをしているうちに時間が経ち新幹線の発車時間の間近になってしまったた

め、結局全てを諦めざるを得ませんでした。

はじめからしっかりと残高状況の確認をしておけば良かったのですが、その当時は、もし小銭を入れていれば少なくとも決済できていないかどうかを疑うことなどあり得なかったのに：と半ば八つ当たりのような感想を持ってしまいました。キャッシュレス決済は便利な分、決済をした実感も乏しいため、このようなことも起こりうるということを実感した出来事でした。皆さまもお気をつけください。

現金からキャッシュレスへの流れもそうですが、近年は提供されるサービス自体も物理的な「物」からデジタルサービスの提供へと移行する流れが強まりつつあります。映画やドラマも昔はDVDを借りたり買ったりしていましたが、本も書店などで実際に現物を購入してしまいました。しかし、近年は、映画、ドラマに限らず本も配信サイトで配信されているものを有料で「購入」し、配信サイトにログインしたうえでスマホ画面等に表示させて楽しむ形が主流となってきました。この流れは、サービスの提供やコンテンツ管理が容易になるという供給側のメリットだけでなく、DVD等の現物を保管するスペースを削減でき、管理も容易になるという消費者側のメリットもあるためと考えられます。

ただし、これらの配信コ

ンテンツについても、現物が無いものである以上注意は必要です。私たちは、配信サイトで映画や本を「購入」しますが、正確にはこれは本等が私たちの所有物になっっているのではなく、コンテンツにアクセスする権利を購入しただけであり、

その権利は配信側の都合で突然無効になってしまう危険を常にはらんでいきます。

例えば、配信サイト側の売上げ不振によるサービス終了や著作権の問題などで、突然「購入」した本や映画が見られなくなってしまうことが近年実際に起きています。このような事態が生じうることは、配信サイトの利用規約には、はじめから明記されていることがほとんどですが、レンタルではなく、本等を「購入」したはずの消費者からすれば納得のいくものではなく、海外では大規模な訴訟になるなど社会問題になりつつあります。

キャッシュレスや配信サービスなどの「見えないもの」を利用する際には、その便利さだけでなく、リスクも理解して注意深く利用し、場合によって物によるサービスと上手く使い分ける賢さも必要となりそうです。

弁護士



鋏田 透
Toru Kuwata

いじめ防止対策推進法 施行から一〇年

いじめ防止対策推進法が平成二五年九月の施行から一〇年を迎えました。そもそもこの法律は、大津市の中学生がいじめを苦に自殺したことをきっかけに成立した法律で、社会全体でいじめの問題に向き合い、対処していくための基本的な理念や体制を定めています。

★
そもそも「いじめ」とは何か。大勢で弱者一人を一方的に攻撃したり、継続して攻撃したりする行為だけではありません。いじめ防止対策推進法上、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定められています。つまり、他の児童等の行為で、辛い、嫌な気持ちになる行為は「いじめ」にあたりと定められています。いじめのつもりはなかった、遊びのつもりであったとしても、された方が辛い気持ちであれば、「いじめ」となるのです。「いじめ」は誰でも被害者になる可能性があるとともに、加害者となる可能性もあります。過去のいじめの事案において、誰にでもあるほんの些細なことで周囲が捉えていたことが深刻な事態に

★
発展し、予期せぬ自殺等の重大な事態に至つてきたことを踏まえて、いじめ防止対策推進法では、「いじめ」を広く定義づけ、些細ないじめや一回限りのいじめであっても、早期に学校が組織として把握し、対応することを求めているのです。

★
いじめ防止対策推進法が施行されて以降、学校におけるいじめの早期発見・解決に向けた取り組みもあり、いじめの認知件数は激増し、二〇二二年度に全国の小中学校と特別支援学校で認知されたいじめの件数は六八万件と過去最多となりました。いじめの認知について、文科省は、いじめの認知件数の増加は教職員の目が行き届いていないことの証として評価していますが、同年度におけるいじめの重大事態①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」と認めるとき又は②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき及び不登校の小中学生の数も最多となつており、認知できなかつた又は認知できてはいたが、十分対処することができず、深刻な事態に至つてしまう件数も増えており、いじめの早期発見、早期対応がまだまだ十分とはいえないと考えられます。

いじめによる被害が深刻なフランスでは、刑法が改正され、学校でのいじめが犯罪となりました。昨年九月には、中学校の授業中に、警察官が教室内に入り、いじめの加害生徒に手錠をかけて逮捕するというニュースがありました。フランス政府は、緊急に対応する必要性とともに、いじめを行っている生徒たちに強いメッセージを送ることが目的であつたとしています。加害生徒の行為は悪質であり、いじめに厳しく対応することは正しいと思いますが、このような手段が本当にいじめを撲滅することにつながるのか、慎重に検証しなければならぬと思います。

★
子どもが他者との関わり方を学ぶにあつて、子どもを取り巻く大人が与える影響は大きいのではないのでしょうか。大人の社会でも、様々なハラスメントが溢れています。子どもに「いじめ」が許されないことを教えることももちろん必要ですが、それとともに、社会全体としても「いじめ」が身近にあることを意識し、大人自身も子どもと同じく「いじめ」が許されないことを今一度確認し、他者へ思いやりの気持ちをもつて接する姿勢を示さなければならぬと思います。

弁護士

NO IMAGE

渡邊 遥香
Haruka Watanabe

広い視野で力になりたい

★ 事務所報をご覧の皆様、初めまして。

この度、第76期司法修習を修了し、鴨川法律事務所に入所いたしました、大場勇輝と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

生まれ育ちは愛知県岡崎市です。徳川家康と八丁味噌で有名な市です。京都大学法学部に進学する際に上洛を果たし、京都の街に惹かれ、就職は京都でと考えていたところにロースクール時代にお世話になった山崎弁護士、齋藤弁護士とのご縁でこちらに入所させていただくことになりました。

★

私が司法試験を受験した年の前後は、まさに新型コロナウイルス全盛と言った良い時代でした。ロースクールの講義は全てオンライン授業となり、どこへ行くにもマスクを着け、外出を控えた時期です。朝起きて、講義を受けて、作り置きしていた料理を食べて、また勉強をして、風呂に入り、少し動画を見たりゲームをしたりして、寝る。一歩も家から出ずにパソコンの前とベッドの上だけで完結する毎日、スマホの万歩計機能を見ると一日の歩数が数十歩だったこともありませす。

ただ、私はコロナ以前にもそんな生活

をしていたことがありました。

私は元々法曹を志して法学部に入学したわけではなく、就職活動をする中で自分の進路について見つめ直し、大学4回生の時に司法試験の受験を決断しました。当然、周りには入学当初から勉強を始めている人もいる中で、私は大きく出遅れていました。大学を1年間留年し、ロースクールの受験勉強を始めたわけですが、合格することができず、ビジョンが見えず、思い悩んでいました。というのも、自分の周りの新しい範囲の法曹を目指す人の話しか聞いたことがなかったので、京都大学のロースクール以外に目を向けることができなかつたのです。

自分で勝手に選択肢を狭めて、勝手に悩んでいるだけと側から見たら滑稽に思えるかもしれませんが、今思えば自分でも恵まれた環境で何を悩んでいたのかと思いますが、当時の私は遂方に暮れ、精神的に参っていました。塞ぎがちになり、勉強にも身が入らず、家から中々出ることも出来ず、しまいにはベッドから起き上がるのも億劫になっていました。

そんなとき、父が京都の様子を見に来て、食事しながら「同志社のロー（スクール）も結構いいみたいだぞ。受けてみたらどうだ」と勧めてくれたのです。当然、他のロースクールの存在自体は認識していましたが、自分が無意識のうち

にそれらを選択肢から排除していたことに気づき、

ハッとしました。そして、私は同志社大学のロースクールに進学し、無事司法試験に合格して司法修習を修了し、今があります。

同志社大学のロースクールは親切で、講義も充実しており、前述したように山崎弁護士、齋藤弁護士とのご縁を賜ることもでき、私にとって最良の選択肢であつたと今なら胸を張って言えます。

★

人は、何かに悩んでいるとき、知らず知らずのうちに視野が狭くなつていくことがあります。そういうときは、自分では考えもしなかつた別の選択肢を他の誰かが持つているかもしれない。法律のような普段の生活の中で意識する機会の少ない専門知識であれば尚更です。それは必ずしも特別難解なものではないかもしれませんが、一人で抱えていては出て来ない選択肢です。

私は、依頼者の悩みに寄り添い、選択肢を提供できる弁護士になりたいと思つていきます。日々精進してまいりますので、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士



大場 勇輝
Oba Yuki

かものがわ講座

子ども基本法



子ども基本法をご存知でしょうか。この法律(以下「法」といいます。)は、2022年(令和4年)6月に成立し、2023年(令和5年)4月に施行されています。

法は、日本国憲法と子どもの権利条約にもとづいて、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに関する政策を総合的に推進することを目的としています。

法には、次の6つの基本理念が書かれています。

① 全ての子どもは、大切にされ、個人として尊重され、基本的な人権が守られ、差別されないこと

② 全ての子どもは、適切に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること

③ 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係する全てのことに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加でき

ること

④ 全ての子どもは、年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからに最善の利益が優先して考えられること

⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されることにより、心身ともに健やかに育成されるようにすること

⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

また、国・地方公共団体のことも施策に関する責務、そして、業主・国民の努力義務も書かれています。具体的には年次報告(子ども白書)と子どもの施策についての大纲の策定が義務付けられています。

そして、基本的施策として、子ども、子育て当事者等の意見の反映、

国の子ども支援のための体制の整備義務、有機的な連携の確保義務、法と子どもの権利条約の趣旨及び内容についての周知義務など5つの項目が定められ、新しく設置された子ども家庭庁に、子ども政策推進会議がおかれることになっています。

この法は、日本が1994年に子どもの権利条約に批准しながら、基本的な理念、施策などを定めた基本法も総合、横断的な行政機関もなかったことから、法制定や行政機関の整備が待ち望まれていましたが、やっと成立したものです。

しかし、法は、あくまでも「基本法」であり、理念に相応しい具体的な行政施策の策定はまだまだなされておりません。さらに、施策を裏付ける予算も具体化されていません。

私たちは、法の成立だけに満足するのではなく、その具体化のために積極的に意見を述べていく必要があります。

